

平成22年9月22日

第3次葛飾区環境行動計画の推進状況（平成21年度）について

区は現在、第3次葛飾区環境行動計画（平成20年度～24年度）のもと、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減や、環境への負荷を減らす具体的な取組みを進めているところであり、平成21年度の環境行動の推進状況は、次のとおりである。

I 環境行動推進のための主な取組み

1 省エネルギー対策

① 電気使用量

区及び教育委員会の電気使用量の合計は、基準年度（平成18年度）比で1.1%増となっている。

前年度比では△0.6%となっており、文化会館と温水プール館が約半年間に亘り改修工事のため閉館していたことによる減少が主な理由である。

	平成18年度 使用量 (kwh)	平成20年度		平成21年度		計画目標
		使用量 (kwh)	基準年度比	使用量 (kwh)	基準年度比	平成24年度 (基準年度比)
合計	55,809,056	56,764,642	1.7%	56,414,640	1.1%	△3%
内 区	35,545,212	36,103,940	1.6%	35,761,185	0.6%	△3%
内 教育委員会	20,263,844	20,660,702	2.0%	20,653,455	1.9%	△3%

② 都市ガス使用量

区及び教育委員会の都市ガス使用量の合計は、基準年度比で△11.2%となり、節約による減少のほか、電気使用量と同様、文化会館と温水プール館の改修工事が主な減少の理由である。

	平成18年度 使用量 (m³)	平成20年度		平成21年度		計画目標
		使用量 (m³)	基準年度比	使用量 (m³)	基準年度比	平成24年度 (基準年度比)
合計	2,477,655	2,296,675	△7.3%	2,200,727	△11.2%	△3%
内 区	924,546	849,006	△8.2%	804,495	△13.0%	△3%
内 教育委員会	1,553,109	1,447,669	△6.8%	1,396,232	△10.1%	△3%

2 省資源・リサイクル対策

① 水使用量

区及び教育委員会の水使用量の合計は、基準年度比で△3.9%となっており、節約による減少のほか、電気・都市ガス使用量と同様、文化会館と温水プール館の改修工事によるものが主な減少の理由である。

	平成 18 年度 使用量 (m ³)	平成 20 年度		平成 21 年度		計画目標 平成 24 年度 (基準年度比)
		使用量 (m ³)	基準年度比	使用量 (m ³)	基準年度比	
合計	1,159,731	1,138,974	△1.8%	1,114,511	△3.9%	△3%
内 区	416,837	415,964	△0.2%	408,780	△1.9%	△3%
訳 教育委員会	742,894	723,010	△2.7%	705,731	△5.0%	△3%

② コピー等用紙類使用量

平成 18 年度比で 3.1%増となっている。

	平成 21 年度 基準年度比	計画目標 平成 24 年度 基準年度比
コピー等用紙類使用量 (A4 換算)	3.1%	△5%

③ 廃棄物等

区及び教育委員会の合計は、平成 18 年度比で可燃ごみ 7.3%増、不燃ごみ 13.0%減、粗大ごみ 13.1%減、資源 15.3%減となっている。

		平成 21 年度 基準年度比	計画目標 平成 24 年度 基準年度比
区及び 教育委員会 合計	可燃ごみ	7.3%	△5%
	不燃ごみ	△13.0%	△5%
	粗大ごみ	△13.1%	△5%
	資源	△15.3%	増加しない

3 自動車対策

① 公用車の燃料使用量

ガソリン・軽油の合計使用量は、平成18年度比で10.7%増となっている。

		計画目標	
		平成21年度 基準年度比	平成24年度 基準年度比
区及び 教育委員会合計	ガソリン・ 軽油	10.7%	△5%

② 公用車における低公害車の導入

平成21年度末現在の導入率は、53.86%となっている。

計画目標	
平成21年度末	平成24年度末
53.86%	48.90%

4 グリーン購入

グリーン購入については、「葛飾区グリーン購入推進指針」に基づき推進している。21年度全期の環境行動チェックシートによると、環境に配慮した用紙の購入や、詰め替え可能な製品やリターナブル容器での販売製品を購入している職員は8割を超えている。

一方、省エネラベリング制度等を参考に省エネルギー・省資源型製品を選択するとともに、アフターサービスが充実した製品を選択している職員の割合は全体の7割以下であり、更なる啓発が必要である。

II 温室効果ガス総排出量の削減

区と教育委員会を合わせた温室効果ガス総排出量は、基準年度である平成 18 年度比で△1.3%となった。

電気使用量の増加に関わらず温室効果ガス総排出量が減少した理由としては、温室効果ガス排出係数の大きい都市ガスの使用が大きく減少したことによるものである。

活動別の温室効果ガス発生源

計画目標

		平成 21 年度			平成 24 年度 基準年度比
		排出量	構成比	基準年度比	
区及び教育委員会合計		27,650.2t	100.0%	△1.3%	△3%
内 訳	照明や機械、冷暖房などでの電気の 使用によるもの	21,550.4t	78.1%	1.1%	
	冷暖房や厨房などでの都市ガスの使 用によるもの	5,030.6t	18.2%	△11.2%	
	公用車の使用によるもの	508.0t	1.9%	△6.3%	
	その他の暖房用燃料の使用などに よるもの	561.2t	2.0%	14.6%	

温室効果ガス種別排出状況

計画目標

	平成 21 年度					平成 24 年度 基準年度比
	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)など	計	基準年度比	
区及び 教育委員会合計	27,638.9t	0.3t	11.0t	27,650.2t	△1.3%	△3%

*温室効果ガスの排出量は、本計画の進捗管理のため、「温室効果ガス排出量標準的算定手法 (H19.3 月(財)特別区協議会) のほか、一部「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (H18.3.24 一部改正) をもとに換算。

Ⅲ 今後の取り組み

本区は平成 20 年度に「地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、区民・事業者・区の協働のもと、地球温暖化を防止するための取り組みを行っている。

特に、本計画において重点行動である区の率先的な活動として、同年度より第 3 次葛飾区環境行動計画を推進し、温室効果ガス総排出量削減のための計画を実行するとともに、点検・評価のうえ改善を図り、地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる。

平成 21 年度全期における環境行動推進状況の集計の結果、電気使用量においては前年度比で $\Delta 0.6\%$ 、都市ガス使用量は前年度比で $\Delta 4.2\%$ となっているが、葛飾区文化会館と総合スポーツセンターの温水プール館が改修工事のため約半年間に亘り閉館していたことが主な理由となっている。

同様に、温室効果ガス総排出量は、前年比 $\Delta 0.6\%$ 、基準年度(平成 18 年度)比で $\Delta 1.3\%$ となり、目標値である $\Delta 3\%$ には届かないものの徐々に削減している。しかし、前記の 2 つの施設による減少が大きいため、今後より一層削減努力が必要となる。

温室効果ガス総排出量を削減していくには、構成割合の大きい電気使用量を削減していくことが最も有効な手段であり、今回の集計でも電気使用量は基準年度に比べ増加しているため、今後電気使用量の削減により努めなければならない。

そのため、更なる温室効果ガス排出量削減に向け、今後は以下に掲げる環境行動を一層推進していく。

1 省エネルギー対策

温室効果ガスの排出量の構成割合が最も大きい電気使用量のさらなる削減のため、各職場・施設での空調機器の適正温度(冷房時の室温は 28°C 、暖房時の室温は 20°C)の徹底、昼休みの不要箇所の消灯の徹底、ノー残業デーには各職場において一斉消灯を行うなど、これまで以上に徹底した取り組みが必要である。

地域コミュニティ施設など、区民向け施設での電気使用量削減については、職員に対してはもちろん、区民に向けた省エネ・節電の啓発により一層努め、施設利用に際して理解と協力を求める。

2 自動車対策

区内での移動であれば、自転車の利用や徒歩での移動を心がけ、できる限り公用車を利用しないように努める。公用車を利用せざるを得ない場合、エコドライブを心がけることで燃費の向上による燃料使用量削減に努める。

公用車を購入する際は、九都県市低公害車指定指針に基づき、低排出、かつ、低燃費の基準を達成するものを選ぶよう努める。また、本指針の対象車以外でも、電気自動車やハイブリッドカーなど環境への負荷が少ない車を積極的に導入していく。

3 省資源・リサイクル対策

省資源対策にあたっては、コピーやOAでのプリントアウトを必要最小限に努め、個人情報等の文書に十分留意した上で、裏面を活用したコピー、両面コピーの利用を一層推進し、各課でリサイクル情報の提供、収集方法を周知徹底する。

また、物品の購入にあたっては、「葛飾区グリーン購入推進指針」に基づき、長期使用が可能な製品や、リサイクルしやすい製品、詰め替えが可能な製品など環境負荷の少ない製品の選択を徹底する。

4 その他

本計画では、主にソフト面での省エネルギー対策により、平成20年度から24年度までに平成18年度基準比で3%の温室効果ガス排出量の削減が必要である。

また、本計画とは別に、省エネ法が改正されたことにより、ハード面の整備・改修により平成22年度から26年度までの5年間で5%以上のエネルギー消費原単位※の改善を達成しなければならない。この施設の改修等にあたっては、本年3月に策定した葛飾区環境配慮指針の環境性能基準に基づき、省エネルギー改修や屋上・壁面緑化の推進、雨水や雑用水の有効利用など、環境に配慮した改修を行う必要がある。

今後は、ソフト面・ハード面両方においてこれまで以上にエネルギー削減の努力が必要となるため、より一層環境に配慮した取組みをしていく。

※エネルギー消費量(原油換算値)を、エネルギーの使用と密接な関係を持つ値(延床面積、利用者数など)で割ったもの。